



さくら通信12月号



2009年12月 No.60

社会保険労務士試験

この度、妻の政代が社会保険労務士試験に合格しました。正直なところ、この結果には大変驚きました。家事、事務所の仕事、大学の同窓会の事務局、趣味のサッカー観戦・歌舞伎観劇と多忙な生活を送っていたからです。アラカン（還暦に近い年代のこと。嵐 寛寿郎ではない）の女性のパワーには常々感服していますが、家内もその一員と言えそうです。

今後はさくら社会保険労務士法人の社員として仕事をさせていただくことになります。一年生でもあり、これから勉強すべきことがたくさんあると思いますが、彼女なりに頑張ると思います。益々のご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上、亭主馬鹿丸出して御報告します。

（竹内）



年末調整のご案内



1. 必要書類

扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら103万円以下、公的年金だけなら158万円以下（ただし65才未満の人は108万円以下）をいいます。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日税務署からは是正するよう連絡があります。

また、本年中に、出産、死亡、就職等があった場合には、特に注意してください。

保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満（配偶者が給与所得のみの場合は103万円超141万円未満の配偶者だけです）。

生命保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書

生命保険には、“一般用”と“個人年金用”とがあります。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

また損害保険には、長期の損害保険料控除（平成18年12月31日までの契約）と地震保険料控除とあります。（ただし、一つの損害保険契約等がいずれの契約区分にも該当する場合は、選択によりいずれか一方の契約区分のみ該当するものとして計算します。）

小規模企業共済の控除証明書

国民年金の控除証明書(本人及び家族分)

国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)

2. 特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

今年入社の人 前職の源泉徴収票

住宅借入金等特別控除がある人 年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)



3. 今年からの変更点

住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されました。

住宅ローン控除を受けている方の源泉徴収票の摘要欄への記載事項が増えました。

この記載により、平成11年から18年までの入居に係る住宅ローン控除額で所得税より引ききれない額がある場合、昨年までは住民税減額申告書を市町村へ提出していたのですが、今年より提出が不要となります。

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

（坂田）

裏面も御覧下さい

交通事故などでケガや病気をした場合は・・・？

健康保険で診察

交通事故など、第三者の行為によって起こった事故でも健康保険による診療を受けることができますが、本来、その治療にかかる医療費は加害者が負担すべきものです。

その医療費を、健康保険を運営する全国健康保険協会が立て替えているわけですから、あとで加害者及び、加入保険会社等に請求することとなります。(損害賠償請求権の代位取得)



業務上や通勤災害の事故やケガは・・・？

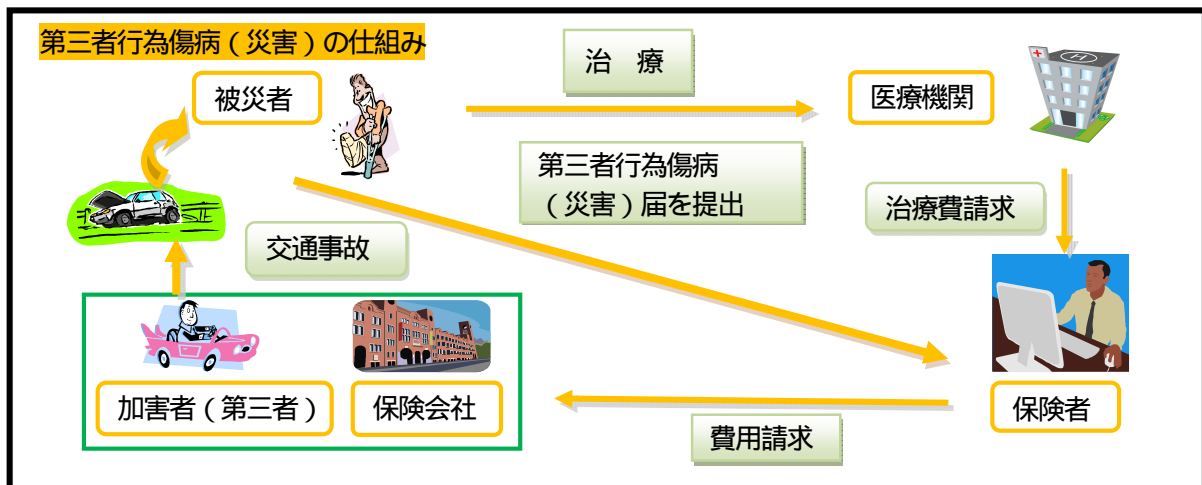
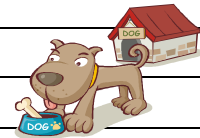
労災保険で診察

仕事中や、通勤のための往・復路での事故は、第三者の行為によらず、労災保険が適用となるため、健康保険で受診することはできません。該当する場合は、勤務先にご連絡ください。また、医療機関にも労災保険該当の旨申し出てください。

『第三者による傷病届け』とは・・・？

全国健康保険協会が立て替えている損害賠償を請求するため、事故の状況等必要な書類を確認するための書類です。健康保険を使って治療を受けるためには、必ず提出しなければならない届です。

届出が必要な主な例	
車同士の事故の場合	車同士の事故で、どちらもケガをした場合、どちらにも何らかの過失があることがほとんどです。その場合どちらも加害者であり、同時に被害者となりますので、第三者行為となります。
事故車に同乗していた場合	わき見運転等による自損事故で同乗者がケガをした場合、運転者が加害者、同乗者が被害者となります。(同乗者が親族でも該当します)
暴力行為によりケガをした場合	
他人の飼っている動物に噛まれるなどでケガをした場合	



(西谷)

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088 - 625 - 2556

FAX : 088 - 654 - 1181



表面も御覧下さい

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止してあります。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負い兼ねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。